

福井県バドミントン協会弔意規程

第1条 本規程は、福井県バドミントン協会の役員等（本協会の役員、加盟団体役員、本協会功労者など）に対する弔意の贈与等について定めるものである。

第2条 弔意の贈与等について、次の通り定める。

（1）本協会役員

但し、役員とは、会長・副会長・顧問・参与・理事長・副理事長・常任理事・監事をいう。

（イ）本人死亡時

＊香料 10,000円 生花（花輪）

（ロ）配偶者死亡の時

＊香料 5,000円 生花（花輪）

（ハ）父母または子死亡の時

＊香料 5,000円 生花（花輪）

（2）本協会前・元役員、本協会功労者

但し、役員とは、会長・副会長・顧問・参与・理事長・副理事長・常任理事・監事をいう。

（イ）本人死亡時

＊香料 10,000円 生花（花輪）

＊上記（イ）を原則として協議する。

（3）加盟団体役員

但し、役員とは、会長・理事長・事務局長をいう。高体連・中体連はこれに準ずる。

（イ）本人死亡時

＊香料 10,000円 生花（花輪）

（ロ）配偶者死亡の時

＊香料 5,000円 生花（花輪）

（ハ）父母または子死亡の時

＊香料 5,000円 生花（花輪）

＊上記（イ）・（ロ）・（ハ）を原則として協議する。

（4）上記（1）・（2）・（3）以外で、特に必要と認められる場合は、理事長と事務局長が決定し、執行できるものとし、常任理事会に報告する。

第3条 この規程の改廃は常任理事会の議を経ておこなう。

附則 この規程は、平成24年4月14日より施行する。